【令和６年６月６日改正】

令和６年６月１日以降適用。ただし、

点線枠は令和6年10月1日以降の適用。

別紙第４号の３

 　柔道整復師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。

１　初検、往療及び再検

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |   |  1,550円 |  |
| 　初検時相談支援料 | 　　　　　　100円 |
|   |  2,300円 |
|   |  410円 |

注(1) 当該施術所が表示する施術時間以外の時間（休日を除く。）又は休日において初検を行った場合は、それぞれ所定金額に540円又は1,560円を加算する。ただし、午後10時から午前６時までの間にあっての加算金額は3,120円とする。

(2)　 初検時相談支援料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載した場合に算定する。

 (3) 往療距離が片道４キロメートルを超えた場合は、 2,550円とする。

 (4) 夜間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額（注(3)による金額を含む。）のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。

 (5) ２戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第２位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。

　(6)　片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

　(7)　往療料は、下肢の骨折又は不全骨折、股関節脱臼、腰部捻挫等による歩行困難等真に安静を必要とするやむを得ない理由により患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に算定できるものであり、単に患者の希望のみにより又は定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には算定できないこと。

 (8) 再検料の算定は、初回後療日に限る。

２ 骨　　折

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |   |   |   |  |
|  1 鎖　　　　　 　　　　　 　　骨 2  3  4  5  6  7  8 中手骨・中足骨・指（手、足）骨 | 5,500 円　　　 5,500 円　　　11,800 円　　　11,800 円　　　11,800 円　　　11,800 円　　　5,500 円　　　5,500 円　　　 |  850 円 |

 注(1) 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。

 (2) 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が２関節以上に及ぶ場合の後療料は

1,090円とする。

３　不全骨折

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |   |   |   |  |
|  1 鎖　　骨、胸　　骨、　肋　 骨 2　骨 盤 3 上　　腕　 骨、前　　腕　　骨 4  5  6  7 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、 指（手、足）骨 | 4,100 円9,500 円7,300 円9,500 円7,300 円7,300 円3,900 円 |  720 円 |

 注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が２関節以上に及ぶ場合の後療料は960円とする。

 ４　脱　　臼

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |   |   |   |  |
|  1  2  3  4  5  6 手関節、足関節、指（手、足）関節 | 2,600 円8,200 円3,900 円9,300 円3,900 円3,900 円 |  720 円 |

 注 脱臼の際、不全骨折を伴った場合は、脱臼の部に準ずる。

 ５　打撲及び捻挫

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |   |   |   |  |
|  1  2  | 760 円 |  505 円 |

 注(1) 不全脱臼は捻挫の部に準ずる。

 (2) 施術料は、次に掲げる部位を単位として算定する。

 （打撲の部分）

 頭部、顔面部、頸部、胸部、背部（肩部を含む）、上腕部、肘部、前腕部、手根・

中手部、指部、腰臀部、大腿部、膝部、下腿部、足根・中足部、趾部

 （捻挫の部分）

 頸部、肩関節、肘関節、手関節、中手指・指関節、腰部、股関節、膝関節、足関節、

中足趾・趾関節

 備考

 １ 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合には、１回につき75円を、また施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合には電療料として、１回につき33円を加算する。但し、いずれの場合であっても、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して７日間、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して５日間については、当該加算を行わないものとする。

 ２　冷罨法を併施した場合（骨折又は不全骨折の場合にあっては、その受傷の日から起算して７日間に限り、脱臼の場合にあっては、その受傷の日から起算して５日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあっては、受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。）は、１回につき85円を加算する。

 ３　施術部位が３部位以上の場合は、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について３部位目は所定料金の100分の60に相当する額により算定する。なお、４部位目以降に係る費用については、３部位目までの料金に含まれる。

４　初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して５か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について所定料金（備考３により算定されたものを含む。）の100分の75に相当する額により算定する。

　　　ただし、初検月を含む月（ただし、初検の日が月の16 日以降の場合にあっては、当該月の翌以降の連続する５か月以上の期間において１月につき10 回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）を行っていた場合は、当該連続する５か月の翌月以降に行う施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について、所定金額（備考３により算定されたものを含む。）の100 分の50 に相当する額により算定する。この場合において、所定料金の100 分の50 に相当する額と、所定料金の100 分の75 に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の100 分の50 に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを受けることができる。

５ 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して５か月を超えて、継続して３部位以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを含む。）を行った場合は、備考３及び備考４による方法に代えて、あらかじめ県知事に届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料として、１回につき、1,200円を算定する。

 ６　骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上、金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下「金属副子等」をいう。）を必要とし、これを使用した場合は、整復料又は固定料に1,000円を加算する。

　　　なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、２回まで後療料に1、000円を加算できることとする。

　７　骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に柔道整復運動後療料として算定できる。

　　　(1) 負傷の日から15日間を除き、１週間に１回程度、１ヶ月（歴月）に５回を限度とし、後療時に算定できる。

　　　(2) 当該負傷の日が月の15日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の16日以降に後療が行われない場合には、当該月について２回を限度に算定できる。

　　　(3) 部位、回数に関係なく１日320円とし、20分程度、柔道整復の一環としての運動による後療を実施した場合に算定できる。

　８　骨折、不全骨折又は脱臼に係る応急施術を行った後に、指定医療機関に対して施術の状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、施術情報提供料として1,000円を算定する。

　９　患者から本人支払額の支払を受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合は、令和６年10 月１日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月１回に限り10円を算定する。

実施上の留意事項

 その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。